

第7回 吹田市地域福祉計画推進委員会（要約版）

1 日 時 平成27年8月21日（金）午後1時59分から3時54分まで

2 場 所 吹田市役所 中層棟 4階 第4委員会室

3 出席者ほか

(1) 委 員 11名

藤井 伸生 委員長 松木 宏史 副委員長
中塚 尚 委員 中谷 恵子 委員 富士野 香織 委員 栗田 智代委員
益田 洋平 委員 藤本 衛 委員 松村 美枝子 委員 由井 勝利 委員
吉村 修 委員

(2) 市職員 13名

平野 孝子 福祉保健部長
増山 和也 こども部次長
大嶋 秀明 福祉保健部次長
宮田 信樹 福祉事務所長
山本 重喜 高齢福祉室長
後藤 仁 障がい福祉室長
横井 基一 総合福祉会館 館長
橋本 通良 内本町地域保健福祉センター所長
村上 浩治 亥の子谷地域保健福祉センター所長
山内 薫 福祉総務課長
淵上 恭子 地域福祉室 参事
原田 有紀 福祉総務課 主幹
小林 孝太 福祉総務課 主任

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田 倫久 次長
株式会社 関西総合研究所 池田 恭和 主任研究員

(4) 傍 聴 0名

4 配付資料

資料1 第3次吹田市地域福祉計画案 目次
資料2 第3次吹田市地域福祉計画 本文案（第1章～第5章）
資料3 第3次吹田市地域福祉計画案の内容確認調査票 各室課回答
資料4 第6回 吹田市地域福祉計画推進委員会（要約版）
資料5 コラムでの事例紹介につながる意見

5 内 容

(1) 開会
(2) 議事
(3) その他

ア 前回以降の変更点について

《副委員長から 8 月 3 日の策定部会での議論内容を報告》

《事務局から資料について内容を説明》

委員長：資料 2 54 ページ 地域福祉の課題の整理が、64 ページの第 3 次計画の課題に類似しています。この課題を解決するためにどうしていくかが、重点施策につながります。自治会の加入の問題は、顔の見える関係づくりなどどのように関係していますか。

副委員長：特に項目を設けて書くのではなく、計画全体の中で地域のつながりを深める手段として、自治会加入の重要性を書いていくということを確認しました。

委員長：資料 2 20 ページ では自治会の加入率が 5 割を超えていますが、加入率が年々低下していることから、今後 5 割を切ることが懸念されます。

A 委員：私の地域では、連合自治会が 5 つの単一自治会で構成されています。世帯数は 100 世帯で加入率が 100%です。100 軒程度の規模だとまとめやすいということがあります。自治会の定例会では、特にごみの問題が話題となっており、ブラウン管テレビ等が放置され困っています。昔は自治会に加入するメリットとして、葬式に関連するものが多くありましたが、最近は家族葬が増えメリットがありません。防犯カメラの設置や防災関係での自治会の役割をしっかりとアピールしていかないと加入者が増えないと考えます。

B 委員：地域福祉の財源として、地域ふくし協力金などの寄付を自治会を通じて集めていただいています。自治会については、入らない人が多いため加入率が下がる問題と、入りたくても自分の住んでいる地域に自治会がないという 2 つの問題があります。自分たちで自治会を立ち上げるのは大変なので、住宅開発・マンション建設の際に、自治会の必要性の説明や設立への働きかけなどを盛り込んでいただければ加入率が上がると思います。

事務局：一定の戸数以上の開発に際して、集会所の設置等をスマイル条例の中で規定し、指導しています。基本的には自治組織ですので加入を強制することは出来ませんが、自治会を作ることについての支援はできます。市としましても、福祉に関して自治会の担う役割は大きいと考えておりますので、広報などを利用して加入の促進を行っているところです。

C 委員：マンションは、業者が立てた場合は難しいですが、地元の人がオーナーの場合、内容を理解してもらえれば、賃貸マンションでも入居者に 100%自治会に加入してもらうことができます。

事務局：分譲マンションの場合、業者が行う説明会に地元の自治会の役員が参加され、自治会の説明などを行っておられる地域もあります。そういった取組には地域性があり、自治会の加入率についても大きく変わってきます。

D 委員：自治会について、地域の中で受け入れ先がある場合は加入できますが、自分たちで作れといわれると入居者の入れ替わりも多いため、なかなか難しいものがあります。高齢になった時の相談相手が出るなど、自治会加入のメリットをもっとアピールして、理解を求めていくべきだと思います。

- 委員 長：コラムでの事例紹介で自治会への加入促進が取り上げられています。新規のマンションで自治会が必要ということで立ち上げられた事例があれば、紹介してほしいと思います。分譲の場合は管理組合があり、横のつながりがあるのでそこにアプローチしていくことも考えられます。
- D 委員：マンションには管理組合の理事会が既にあり、それとは別に自治会を作るというのは負担も大きくなるため難しい状況です。
- 委員 長：京都市内ですが、マンションの管理組合の中に自治推進部があり、子ども会や防犯など地域の諸団体を担当する部署を作っているところもあります。
- D 委員：最近では、長年住んでいて定年になった人が増え、理事会の役員をしてもよいという人が出てきているので、このタイミングで自治会や防災の話をするれば、うまく行くかもしれません。
- E 委員：160世帯の大阪府住宅供給公社の分譲マンションですが、30数年前に管理組合と自治会の立ち上げについて公社から指導されました。現在は16名の役員が管理組合と自治会の両方を担当しています。長年やってきましたので、サロンや囲碁・将棋などいろんな部活動が活発に行われています。
- 委員 長：自治会を一つの切り口として、事例でもコラムでも良いので、他の人がうらやむようなものを取り上げていただきたいと思います。
- C 委員：コラムでの事例紹介にCSWがあげられていますが、資料26ページで社会福祉協議会の説明があり、その中に小地域ネットワーク活動の名前が出てきますが、詳しい活動内容が分かりません。具体的な活動内容を、CSWの活動も含めて、社会福祉協議会の活動として、もっと詳しく紹介してはどうでしょう。
- 委員 長：小地域ネットワーク活動の紹介、CSWを全面に出して、社協のイラストなどを活用して、社会福祉協議会の活動を紹介していきましょう。
- B 委員：実態調査の結果で社会福祉協議会の認知度が低くなっているなので、どんどんアピールしていただければと思います。

イ 第3次吹田市地域福祉計画施策体系（案）について

- 委員 長：集会所の整備について、スマイル条例の話がありましたが、64ページの施策体系の地域福祉に関連する施策のどれに該当しますか。集会所整備などに関する記述や自治会の加入促進の取組などが分かるようにしていただければと思います。
- 64ページの課題の整理を受け、65ページ以降に現状と課題、今後の方向性として整理されていきますので、どれだけの内容が書き込めるかということが重要となります。
- 施策体系については、資料にある5つを重点施策とすることで固めていきたいと思いますが、御意見をお願いします。
- F 委員：65ページ以降、重点施策で重要なのは今後の方向性だと思います。様々なことが書かれていますが、地域包括支援センター、地域保健福祉センター、CSWについて、それぞれの違いや関係性などがよく分かりません。
- 73ページには、それぞれの役割などが書かれていますが、高齢者に関しては、どこに相談しても良いのですか。また文中の「同センター」はどれを指すのかが分かりません。地区福祉委員や民生委員などをしている人は分かるのでしょうか。

委員長：もっと理解してもらうための工夫が必要ということでしょう。

F 委員：73 ページでは、CSW と社会福祉協議会が別にかかれてあります。行政は CSW を社会福祉協議会に委託しています。社会福祉協議会の中に CSW を置いているのだから、社会福祉協議会の中で書けば良いのに、別にかけているので別物に見えます。CSW の役割は分かりますが、その場合に果たすべき社会福祉協議会の役割が分かりません。

B 委員：この場合、主語が市ですので、CSW の位置付けは社会福祉協議会に委託しているということによってこういう表現になっていると思います。一般人には分かりにくいかもしれませんが、表現などを工夫していただければと思います。

副委員長：本文を触ることが難しいのであれば、専門用語についての語句説明があればと思います。

事務局：地域保健福祉センターは、市の独自施策で、身近な地域に福祉の相談や申請手続きができる窓口を作るため、6 ブロック構想に基づき 1 か所ずつ整備を進めてきました。その途中で、介護保険制度の中で、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの整備が法律で義務付けられました。地域保健福祉センターは、障がい者を中心とした相談窓口として機能させようとしていましたが、地域包括支援センターは 3,000 人を超える高齢者がおられれば整備する必要があるため、整備済の地域保健福祉センターに地域包括支援センターの機能を持たせることにしました。

市民の皆様には分かりにくいかもしれませんが、地域保健福祉センターは、地域包括支援センターの機能を持つだけでなく、障がい者のことについての相談などにも対応しています。

社会福祉協議会：CSW については市から委託を受けて、6 ブロックに 2 名ずつと総括 1 名の合計 13 名を配置しています。CSW は地域包括支援センターに席を置いており、そこから地域に向けての働きかけを行っています。

委員長：第 2 次計画では、100 ページの相談支援体制のネットワーク図などでつながりの大切さを訴えています。文字だけではなく、関係性を図で示した方が、理解しやすいので、適切な図をいれる方向で調整していただきたいです。

D 委員：地域保健福祉センターは、今後も整備されるのですか。

事務局：新たな整備は難しくなっています。高齢者・障がい者に関する相談などについては、制度や法律が変わってきていることもあり、出先の施設で両方に対応するのは難しい状況です。

委員長：財政的な制約もあるでしょうが、必要性があれば地域レベルから要望していくことも考えられます。児童虐待の関連では、18 歳まで一括してケアする子ども包括支援センターもあります。児童虐待専用の全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」もでき、電話すれば、府の子ども家庭センター (児童相談所) につながります。

目で見て分かるシンプルな説明を注釈などの形で掲載することを考えていただきたいと思います。

F 委員：73 ページの福祉サービスの中身には、生活困窮者のことが入っていませんが、高齢者、障がい者の内容に限っているからですか。

B 委員：生活困窮者支援は、福祉の分野だけでなく、若年者の不登校や引きこもりなどがあり、教育や就労の問題もありますので、別項目の方が分かりやすいのではないかと思います。

- 委員 長：生活困窮者支援は新しい仕組みですので別項目となっています。しかしながら、73 ページの相談支援体制に入ってもおかしくないと思いますので、ここでも生活困窮者に関する記述を入れて、詳細は 81 ページで記載することにしてはどうでしょうか。あらゆる人が相談支援の対象となるということをアピールした方が良いと思います。制度が種々変わっているので、最新の市の相談・支援体制を整理してください。
- G 委員：69 ページの成年後見制度の説明は、通常は財産管理と身上監護という表現をしています。財産管理そのものに契約が含まれると捉えていましたが、一般的には財産管理や契約といった表現が使われているのですか。
- 事務局：市民にわかりやすいものとして、最近はこのような表現を使っています。成年後見制度については、全てのことに責任を持ってもらう人ができたというふうに認識されることがあるため、誤解されないようにわかりやすく、財産管理と契約という表現にしています。
- H 委員：重点施策「お互いに顔の見える関係づくり」の今後の方向性で、社会福祉施設と地域団体などとの関係づくり、交流機会を検討するとありますが、誰がするのかとなると CSW が中心になると思っています。地域福祉の中での CSW の活動がより重要になってくるにもかかわらず、周知を広める手段が市報でのアピールのみとなっています。
- 事務局：顔の見える関係づくりで住民と団体間の交流促進が挙げられていますが、住民や CSW に任せるだけでなく、行政としても積極的に働きかけ、地域に入って行って、何が課題かを理解し、何ができるかを考えることはできないものでしょうか。
- 事務局：重点施策の中で具体的にどういった取組ができるか考えるに当たり、策定部会の中で、団体間の交流を促進することで地域活動を活性化できないかということで御意見をいただきました。例えば、ふれあい昼食会に体育振興会等に参画いただいたことで活動が活発化したなどのお話がありました。今回の案では、これらの内容が反映できていませんので、今後、修正させていただきたいと思っております。自治会についても、身近な関係づくりに重要だということで、自治会の良さをアピールしよう、活動内容を周知していこうという意見があり、顔の見える関係づくりの中でも盛り込むことになっています。
- C 委員：地域の中にある各種団体の連携・交流ができていないと感じます。施設連絡会と地区福祉委員会の交流もありません。そういった意味では、社会福祉協議会のすいこれカフェは新鮮でした。各種団体の参画があり、様々な団体の人と話すことができました。団体同士の交流を設定していただければ、それぞれの活動内容を知ることができ、支援制度なども知ることができます。団体や施設との交流や、地域の各種団体の交流などは必要であると考えます。
- B 委員：地区福祉委員の温度差や地域によって違いはありますが、サロンの開設に際して、施設を活用させていただいている所もあります。すいこれカフェには、社会福祉協議会に加盟している団体だけでなく、NPO や PTA も参加され、大変意義深いものとなりました。こういった取組がこれからも広がっていけばと考えています。

- I 委員：障がい者（児）の相談支援事業については、委託の5か所以上のほか、計画相談を実施しているものも含めると18か所程度の事業所があります。
また、今後の方向性にある基幹相談支援センターへの期待は大きいですが、体制を強化する前にまず整備に力を入れていただきたいです。
- 委員 長：障がい者の分野に関しては、誤解を生じないように整理していただきたいと思
います。
それぞれの分野でセンターという名称の窓口があり、混乱しやすいと思います。
視覚的に分かりやすいように体系図などを記載する必要があると思います。
今後の方向性については、もっと具体的なものを出せばという提案がありま
した。計画レベルで具体性を持たせるのは難しいと思いますが、実施に向けて
具体性を持ったものにしていくように努力していただきたいと思
います。
64 ページ 施策体系について、重点施策はこの5つで固めさせていただきたい
と思
いますので御了承をお願いします。内容については、今後も検討をしてい
きますので、気づいた点などについては、御指摘いただきたいと思
います。

ウ コラムに記載する内容について

《事務局から資料について内容を説明》

- C 委員：災害時要援護者の関係で、私の地域で訓練時に小学生が高齢者の家に迎えに行
くという取組を紹介しましたが、地域行事の関係で今年は実施できなくなっ
てしまいました。
- 事 務 局：1月に市と連合自治協議会との合同訓練がありますが、それとは別に独自で防
災訓練を行っていらっしゃる自治会もあります。そういった取組について取材
を行い、内容をまとめていきたいと考えています。
- E 委員：福祉施設等を利用した住民が立ち寄れる居場所づくりはいろんな所でやってお
られ、増えてきていると思います。
- 委 員 長：こういった場で事例紹介をしていただくということは、コラムの原稿作成の依
頼がある可能性が高いと思われるので、その際は御協力をお願いします。
- C 委員：小中学生を対象とした福祉教育は、将来の担い手が育つ可能性にもつながるの
で、コラムではなく、本文に入れてはどうかと思います。社会福祉協議会もそ
うですが、ボランティアセンターなども積極的に取り組んでおられます。
- D 委員：福祉教育で、障がい者との関わりなどに関しては、講座が終わったあとの子
どもたちの感想も良かったように思います。
- 社会福祉協議会：平成26年度は、小学校25校、中学校9校で福祉教育を行いました。児童・生
徒の参加は1万人以上、ボランティアに関しては500人以上の参加がありまし
た。
- D 委員：大学生もそうですが、活動を通して様々なことに関して「気づき」を経験され
ることは重要だと思います。
- 委 員 長：すいこれカフェというのは知りませんでした。内容を聞かせていただくと効果
的な取組であったのではと感じます。
- B 委員：すいこれカフェは、亥の子谷・内本町2か所のコミュニティセンターで実施し
たほか、小学生と中学生を対象とした子ども版も実施しました。今後、より広

がりを持って取り組めればと考えています。

D 委員：話を聞いて、初めて自治会の活動内容を知ったという人もいました。交流の中で気付くことも大事だと思います。

委員長：すいこれカフェが継続されるなら、社会福祉協議会の力を借りながら、コラムなどに記載することも考えていきましょう。

それぞれの内容について、原稿作成等を依頼していきたいと思います。依頼先等については、事務局にお任せしたいと思います。

ウ その他

※次回の推進委員会の日程（10月27日（金）、午後2時からメイシアター1階 集会室）、部会の日程（10月3日（金）、午後7時から市役所高層棟 4階 特別会議室）などについての連絡をして閉会。